

「営業権＝金もうけ」のために憲法停止

法大ビラまさ禁止



◆田中優子総長「ビラまきは営業妨害」(!?)

法政大学(田中優子総長＝右写真)は、2月5日から始まる入試期間中、「半径200m」(右上地図)での学生のビラまき・情宣活動を禁止する「仮処分」を東京地裁(民事第9部)に申し立てました。その「理由」はなんと、「営業権の保全」です。つまり、法大受験生に、大学のあり方を批判するビラや戦争反対のビラがまかれると、法大入学者数が減って「大学経営に損害が出る」というのです。

こんなふざけた話があるのでしょうか! 「入試はカネもうけのため(35000円の受験料)」と開き直り、「仮処分に違反したら100万円の罰金を支払え」と主張する。これが「自由と進歩」を標榜する法政大の実態です。大学と裁判所が結託し、「ビラまき禁止＝憲法停止」状態をつくろうとしています。こんな腐った大学＝社会のあり方を変えよう!



キャンパスでの学生ビラまきを日常的に監視する法大弾圧職員

全学連／法政大学文化連盟

【全日本学生自治会総連合(委員長・斎藤郁真)】

<http://www.zengakuren.jp/>

mail_cn001@zengakuren.jp

TEL/FAX 03-3651-4861

【法政大学文化連盟(委員長・武田雄飛丸)】

<http://08bunren.blog25.fc2.com/>

bunren08@yahoo.co.jp

Twitter:@jinmin1991

私たちは、大学と教育を学生自身の手に取り戻すため、法政大や京都大、そして全国で闘っています。